



団体協約による価格転嫁交渉について

2024年9月5日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
大阪府地方協議会

大阪府中小企業団体中央会 専務理事 柴田 昌幸





大阪府中小企業団体中央会について

設 立 昭和31年1月31日

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された特別認可法人

会員数 1, 815(組合:699、団体・企業等:1, 116)※令和6年3月31日時点

会員は、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、信用協同組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合及びこれらの連合会、その他の中小企業関係団体等

概 要 主な活動目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図ること。

具体的な活動として、中小企業組合の設立・運営の支援のほか、生産性向上、事業承継や働き方改革など中小企業の様々な経営課題に対する支援を行っています。

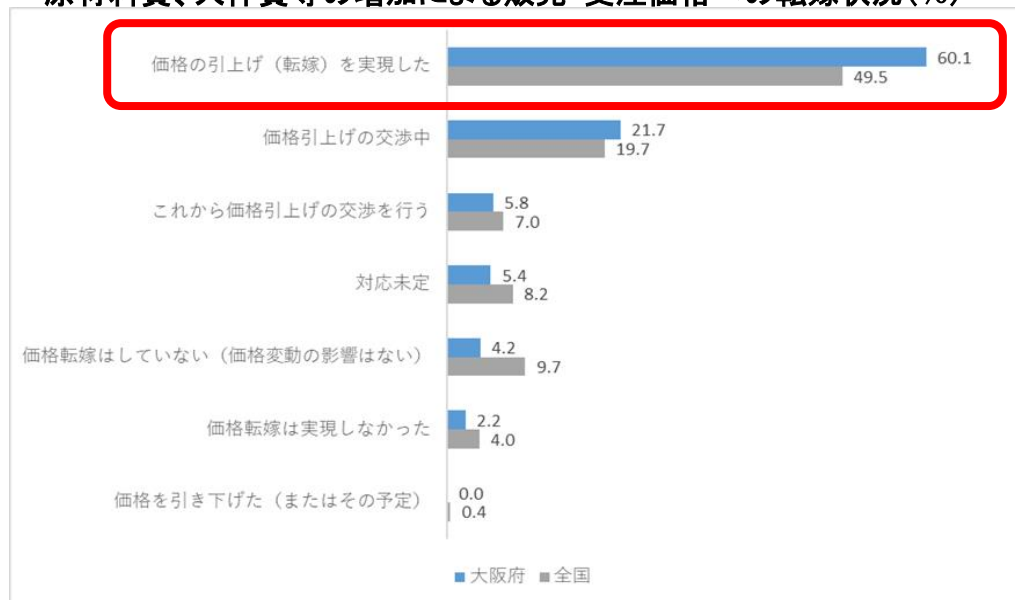
その他 中小企業団体中央会は、各都道府県ごとに1つの中央会と、都道府県の中央会をとりまとめる全国中小企業団体中央会があります。

価格転嫁の現状について(全国中央会 令和5年7月調査)

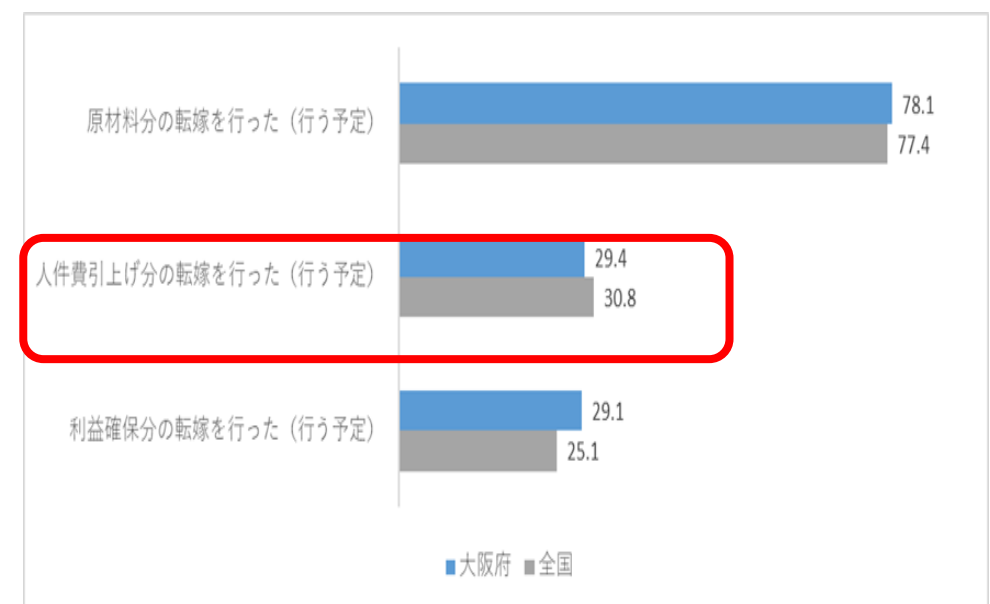
○中央会会員の価格転嫁の状況

「価格転嫁を実現した」と回答した事業所は約6割だが、
「人件費の転嫁」は約3割のみ。

原材料費、人件費等の増加による販売・受注価格への転嫁状況(%)



原材料、人件費、利益を含めた販売価格への転嫁の内容(%) (複数回答可)

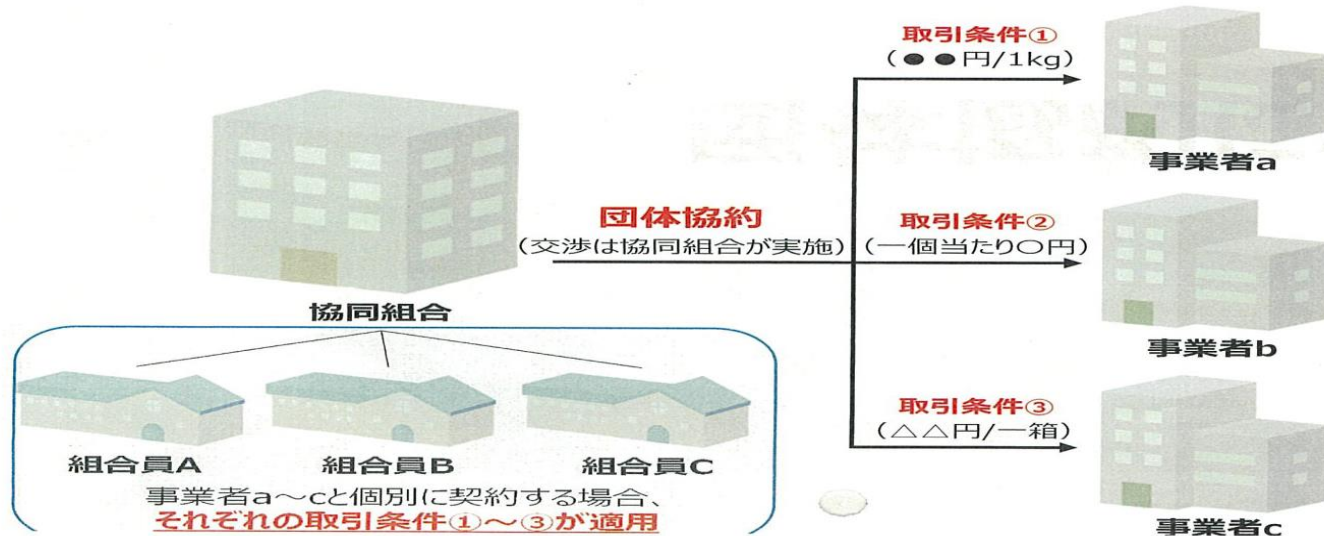


中小企業組合による団体協約の活用

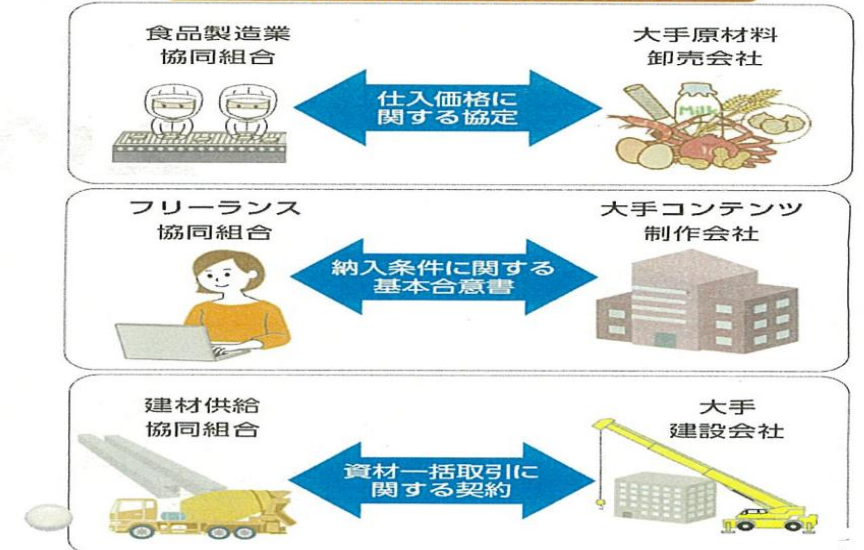
団体協約について

- 中小企業等協同組合法に基づき、事業協同組合等は、組合員と取引関係にある事業者等と、**取引価格や納入条件等の取引条件に関する団体協約**を締結することが可能であり、一定の要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となる。
- また、団体協約の効果は構成員たる組合員に対して直接及び、組合員と団体協約を締結した事業者との契約のうち、**団体協約に定める基準に違反して契約した部分については、その基準に従って契約したものとみなされる。**

団体協約制度の概要



団体協約の締結例



中小企業庁作成資料より



団体協約に関する最近の動き

○経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

1. 豊かさを実現できる「所得増加」及び「賃上げ定着」（3）価格転嫁対策

…中小企業等協同組合法に基づく**団体協約の更なる活用の推進**に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。

○参議院予算委員会での総理答弁（令和6年3月5日）

岸田総理「**経産省において全国中小企業団体中央会と連携し、各地域の組合への普及啓発（略）を進めております。引き続き周知にしっかり取り組んでまいります。**」

○公明党「総合経済対策」の策定に向けた提言（抄）（令和5年10月17日）

製品やサービスの最低価格を取り決める「団体協約」の積極的な活用促進組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約を結ぶことによって、納入する製品やサービスの最低価格や、納品に係る支払条件（支払期日、支払方法など）の最低条件等の取引条件を独占禁止法の適用対象外として取り決めることができる「**団体協約（中小企業組合法）**」について、**活用のための指針を作るなど、その周知・活用を積極的に促すこと。**

○2024年版中小企業白書・小規模企業白書（令和6年5月10日閣議決定）

第1部第4章 中小企業・小規模事業者が直面する課題と今後の展望

4. 団体協約の普及促進に向けた取組について

中小企業者は、取引に当たって、相手方との力関係から不利な条件を付されることが多い。事業協同組合等（以下、「組合」という。）が組合員の競争力を補強するための手段として、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき、組合は事業者と、取引価格や納入条件等の取引条件に関する団体協約を締結することができる。組合は団体協約を締結するための交渉の申出を行うことができ、申出を受けた組合員と取引関係のある事業者は誠意を持って交渉に応じなければならないとされている。

また、中小企業等協同組合法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき、中小企業者により構成される組合の行為は、独占禁止法の適用除外となることから、本来はカルテルとして認められない「**最低製品価格の設定**」などが可能となる。

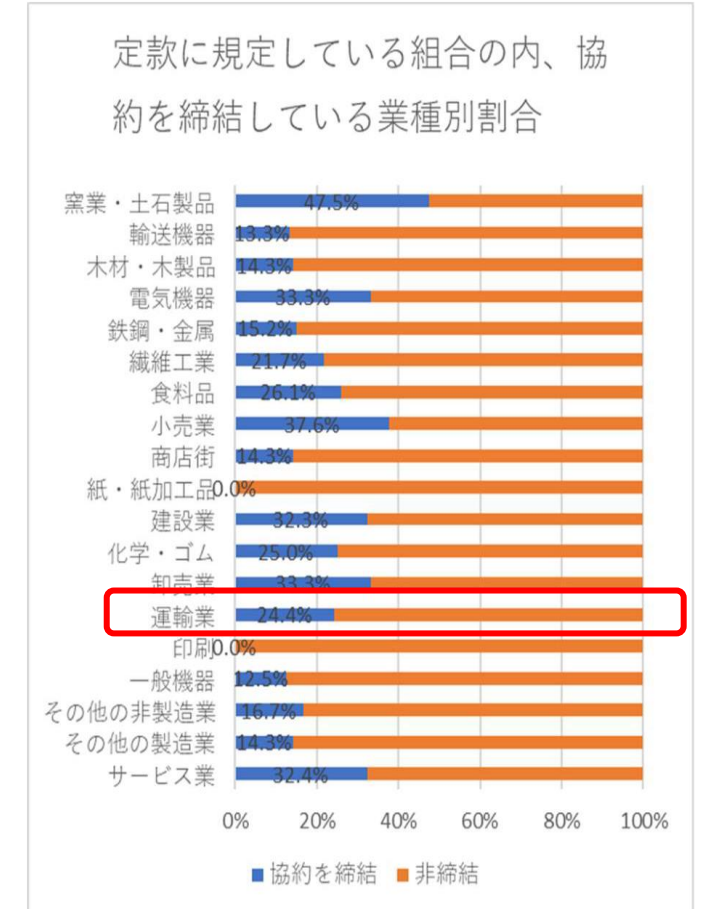
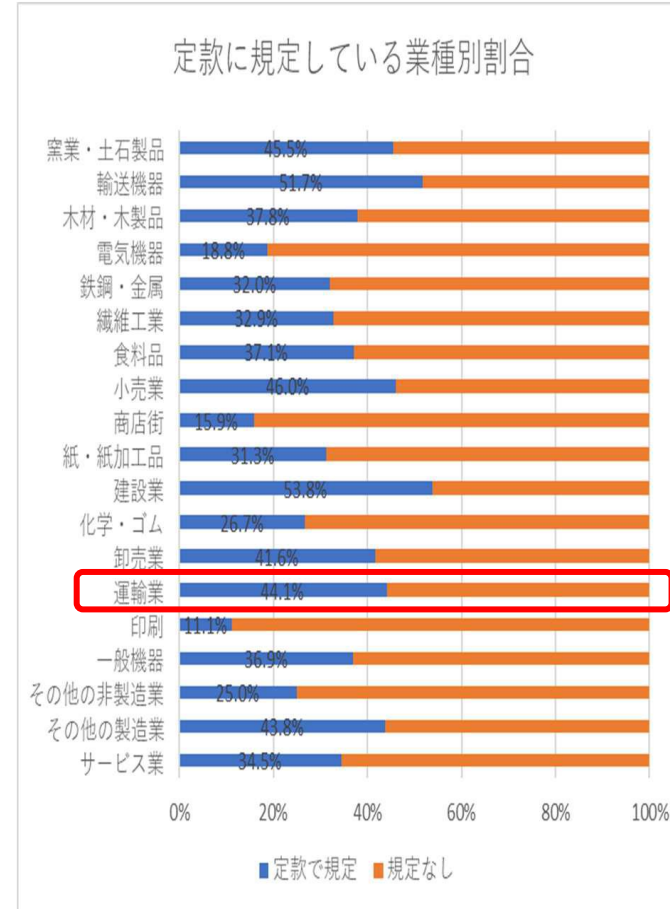
団体協約については、組合の価格交渉力の向上につながることを期待されているが、現状、十分に活用されているとはいえない状況であり、今後の団体協約の活用に向けた組合への周知等が重要である。既に全国中小企業団体中央会において、パンフレットの作成・公表や巡回指導等を通じて各地域の組合への普及啓発に取り組んでおり、引き続き**全国中小企業団体中央会等の関係団体と連携しながら、団体協約の更なる活用に向けた周知等に取り組んでいく。**



団体協約の締結に関する調査結果①(全国中央会 令和5年9月調査)

- 「現在協約を締結している」と回答した組合は11.7%となっており、実際に活用している組合は全体の1割強。
- 全体の70%以上が「協約を締結したことがなく、今後も見込みなし」と回答している。
- 業種別でみると、協約締結事業について定款に規定しているのは、「輸送機器製造業」、「小売業」及び「窯業・土石製品製造業」で多く見られ、そのうち、1/3以上の事業者で実際に協約を締結しているのは、「窯業・土石製品製造業」、「小売業」、「電気機器」、「卸売業」となっている。

回答選択肢	件数	割合
1. 現在、協約を締結している	186	11.7%
2. 過去には協約を締結していた	46	2.9%
3. 協約を締結したことはないが、今後、協約を締結する見込みがある	44	2.8%
4. 協約を締結したことがなく、今後も見込みなし	1,180	74.5%
その他	128	8.1%
合計	1,584	100.0%





団体協約の締結に関する調査結果①(全国中央会 令和5年9月調査)

<価格転嫁交渉に関する事業者の生声> (運輸業関係)

○協約の締結による交渉で困った点

- ・運輸業界においては各組合員の輸送形態が異なるため、**一律に運賃交渉するのは難しい**。(山口県 一般貨物自動車運送業)

○価格転嫁対策として求められる制度や支援策

- ・燃料代が高騰し収益を圧迫している中、2024年4月から適用されるドライバーの労働時間規制で高速道路の利用が増え、高速代経費増でさらに収益を圧迫する。**営業ナンバーの高速利用料補助制度を求める**。(山口県 一般貨物自動車運送業)
- ・運送代金への軽油価格高騰分の価格転嫁交渉は難しくなっている。運送事業者個々の交渉が中心となっており、**県・全国的な交渉ができる何か支援があればと思う**。(広島県 運輸業)